

小林小学校いじめ防止基本方針



【本校の教育目標】

自ら学び、自ら思いやり、自らきたえる子どもの育成

平成 30 年 4 月 1 日 策定

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

小林小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、宮崎県いじめ防止基本方針及び小林市子どもいじめ防止基本方針を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止等の対策に関する小林小学校の基本理念

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、本校は、その一人一人の育ちの場を保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行う。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条より抜粋。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの未然防止等のための具体的な取組

本校では、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

(1) わかる授業の実践

- ① 基本的な学習習慣の定着を図る。
- ② 基礎的・基本的な学習内容の定着のための活動の推進。
 - 個別指導の実施。
 - 諸学力検査の実施、分析、活用の推進。
- ③ ICT を有効に活用した授業実践。

(2) 人権教育・道徳教育の推進

- ① 全教育活動を通して、人権教育的視点・道徳教育の視点を明確にし、人権意識の高揚を図る。
- ② 多様な体験活動を通して、道徳的実践力の向上を図る。

(3) 規範意識の向上

- ① 全校集会や学年集会での啓発。
- ② 委員会活動やボランティア活動の推進。
- ③ 集団登校や縦割り清掃の実施。

(4) 保護者、地域の方との連携

- ① 学校だより、学年通信、学級通信、学級懇談等での啓発。
- ② PTA 活動との連携。
- ③ 家庭教育学級や各種研修会の実施。

4 いじめ早期発見のための取組

いじめの早期発見のためには、例え些細な兆候であっても、いじめかもしれないという意識をもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが重要である。

(1) 日常における児童観察

- ① 健康観察での様子。
- ② 授業中の行動観察。
- ③ 休み時間、昼休み時間等における交友関係の観察。

(2) 家庭訪問・教育相談・個人面談の実施

- ① 家庭訪問（4月）の実施。
- ② 教育相談（必要に応じて随時）の実施。
- ③ 夏季休業中の個人面談の実施。

(3) 「なかよしアンケート」と「こすもす委員会」の実施

- ① いじめやいやがらせを早期発見するために毎月アンケートを実施。
- ② アンケート後の担任教師による教育相談の実施。
- ③ 「こすもす委員会」で気になる児童について全職員の共通理解を図る。

(4) 家庭、地域との連携

- ① 家庭や地域への情報発信。
- ② 保護者や地域の方からの情報提供。

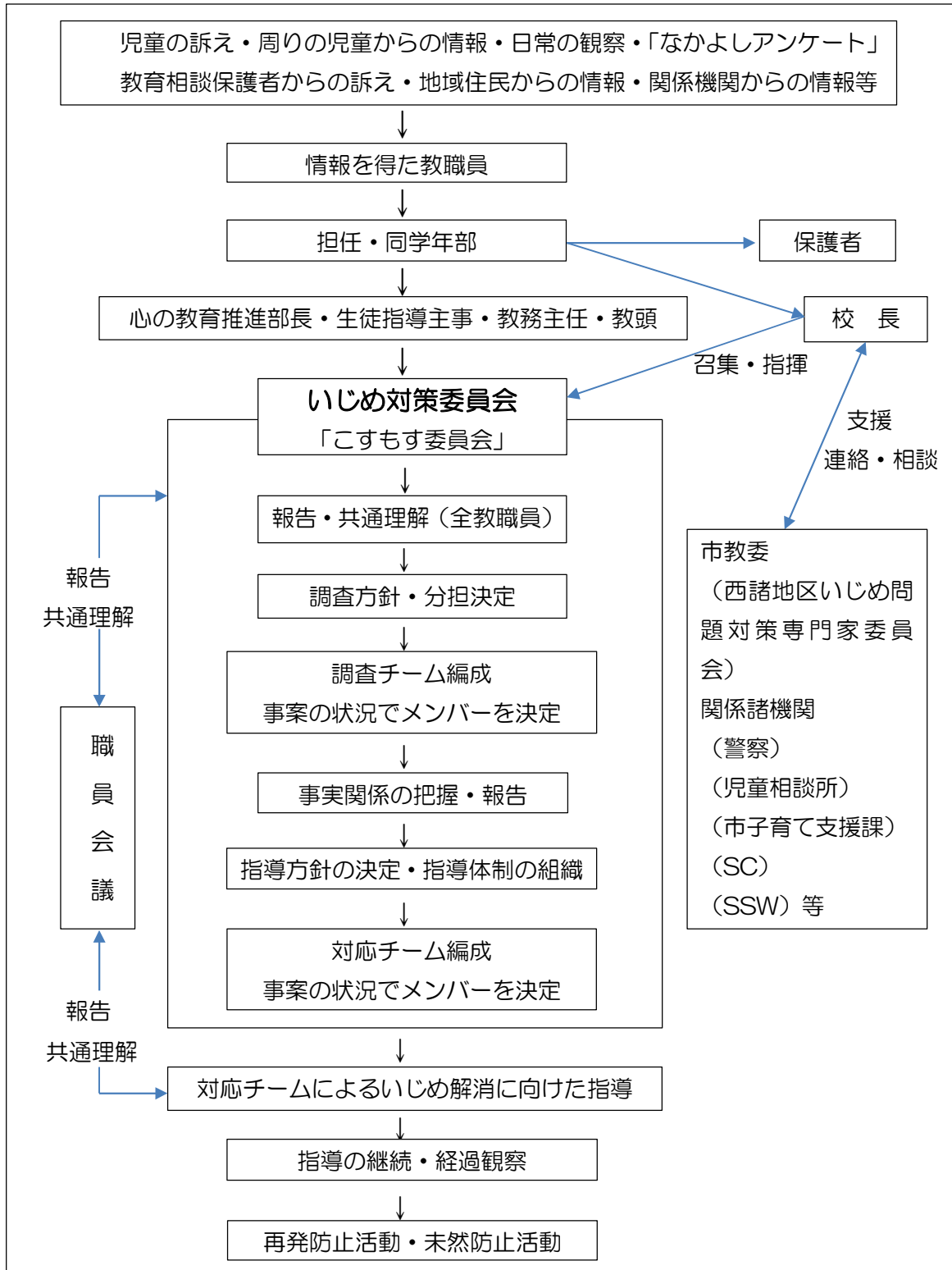
(5) いじめ・不登校等に関する職員研修の実施

- ① いじめ・不登校等の兆候を見逃さないための研修。
- ② いじめ・不登校等の初期対応に関する研修。

5 いじめの早期解決への取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。児童が安心して学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全教職員が下記の取組を行う。

(1) いじめ問題への対処の流れ



① いじめられた児童側に対して

○ いじめられた児童に

- ・ 事実確認とともに、つらく苦しい現在の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「何があっても守り抜くこと」「秘密を守ること」「必ず解決すること」を約束し、希望をもたせる。
- ・ これまでの生活の様子から自己肯定感や自己有用感を高めるような言葉かけに努め、自尊感情を高めるように配慮する。
- ・ いじめに対する学校の指導方針を伝え、解決へのゴールイメージをもたせる。

○ いじめられた児童の保護者に

- ・ いじめを確認したその日に、家庭訪問や電話等で、事実関係を直接伝える。
- ・ つらく苦しい現在の気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について共通理解を図り、協力を得る。
- ・ 家庭での児童のケアと、児童の些細な変化でも見られた場合は連絡をくれるよう願います。
- ・ 児童に指導した内容やその時の児童の様子などを伝える。

② いじめの情報提供者が児童だった場合に対して

○ 情報をくれた児童に

- ・ 情報提供者が特定されないことを伝える。
- ・ 勇気を出して教えてくれたことを褒め、絶対にいじめの対象にならないことを約束する。

③ いじめた児童側に対して

○ いじめた児童に

- ・ いじめに至った経緯や状況などについて十分話を聞き、児童の背景にも考慮しつつ、対応チームで指導を行う。
- ・ 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした粘り強い指導を行う。
- ・ いじめた児童をより良く成長させるという観点をもち、いじめは決して許されない行為であることやいじめられる側のつらく苦しい気持ちをきちんと認識させる。
- ・ いじめられた側の児童の立場に立ち、どのような状況や行動ができれば安心できるのかきちんと認識させる。
- ・ いじめは、いじめた側やいじめられた側、関係する人すべてを含め、誰も幸せにしないことをきちんと認識させる。

○ いじめた児童の保護者に

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図りたい思いを伝える。

- ・ いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

④ 周囲の児童に対して

○ 周囲の児童に

- ・ いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、指導に臨む。
- ・ いじめを見て見ぬふりをする行為は、いじめを認める雰囲気を作ることであり、許されない行為であると理解させる。
- ・ 当事者だけの問題にとどめず、自分の問題として捉え、いじめを抑止する側へ立つことを促す。
- ・ いじめを抑止することは、勇気ある素晴らしい行動であるという価値感を育てる。

(2) いじめの解消の判断基準と継続した指導

① いじめの解消の判断基準について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消されたという判断基準は、少なくとも下記の2つの要件が満たされていることが必要となる。

○ いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上は継続していること。

○ いじめられていた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめられていた児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・ いじめられていた児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じてないか面談により確認する。

② 継続した指導について

○ いじめが解消したと判断しても、再発防止の観点から引き続き十分な観察を継続し、折に触れて必要な指導を行う。

- ・ 全教職員が指導後の両者の関わり合いに注視し、関係の把握に努める。
- ・ 全教職員で事例を検証し、再発防止及び未然防止の観点から、いじめのない学級づくりに必要な取組を実施していく。
- ・ 全職員で指導後の関わりに注視し、両者の関係が改善されていないと判断できる場合は、再度、いじめ対策委員会にて指導方針を検討し、即座に実施していく。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条より、「重大事態」とは、下記の①②の事態をさす。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」について
生命、心身又は財産に重大な被害とは以下のような状態をさす。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「相当の期間」について
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ③ 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態の報告
 - 重大事態が発生した場合は、学校は直ちに小林市教育委員会に報告する。
- ② 調査の主体
 - 調査主体の決定は、小林市教育委員会が行う。
 - 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、小林市教育委員会への調査結果の報告、関係機関への連絡を速やかに行う。
 - 小林市が調査主体となる場合は、学校は事実関係を明確にするための調査に協力する。
- ③ 調査を行うための組織
 - 学校が調査主体となる場合は、いじめ対策委員会が調査を行う。
 - 調査の公平性・中立性を確保した組織の構成を行う。
 - 小林市が調査主体となる場合は、市が設置する専門家委員会が調査を行う。
- ④ 調査の実施
 - 重大事態に至る要因となったいじめ行為について、事実関係を網羅的に明確にする。
 - ・ いつ頃から始まったか。

- ・ 誰から始めたか。
 - ・ どのような態様であったか。
 - ・ いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか。
 - ・ 学校・教職員がどのように対応したか。
- 調査に当たっては、因果関係を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢で調査を行う。

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・ 十分に聴き取りをする。
- ・ 調査を行うに当たり、教育委員会の指導・支援に従い、関係諸機関とも適切に連携を図る。
- ・ 状況に合わせて継続的なケアを行い、学校生活復帰や学習支援に努める。

他の児童や教職員に対して調査する場合

- ・ アンケート調査や聴き取り調査を行う。
- ・ この際、事案が広く明らかになるため、いじめられた児童や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・ いじめた児童への配慮にも留意する。

いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 児童の保護者の要望や意見を十分尊重し、迅速に今後の対応や調査について協議し、着手する。

いじめられた児童が死亡した場合

- ・ 遺族の要望や意見を十分に聴き取る。
- ・ 在校生及びその保護者に対しては、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の時期、方法、結果の取り扱い、説明の仕方、公表の方針等について、できる限り遺族との合意の上で進める。
- ・ 集められた資料や情報は、その信頼性の吟味を含めて専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 情報発信、報道対応についてはプライバシーへの配慮の上、正確に情報提供を行う。
- ・ 以上のことについて学校が主体となる場合は、小林市教育委員会の指導・支援のもとに行う。

7 いじめ対策年間指導計画

月	未然防止			早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	児童が主体となった活動	職員研修	アンケート教育相談	「こすもす委員会」		
4		1年生歓迎集会	いじめ防止基本方針の周知と共通理解	「なかよしアンケート」(毎月実施) 教育相談(随時実施) 県アンケート(11月)	「なかよしアンケート」についての報告と共通理解 緊急の事案については随時いじめ対策委員会を開催 いじめ・携帯電話のアンケート結果の分析と対応策についての協議	PTA 総会 (いじめ防止基本方針の説明) 家庭訪問	計画・目標作成
5		児童会活動計画の検討				学校運営協議会①	
6			第1回校内人権教育研修会			参観日	
7		南小との交流(6年生)				西諸みんな で人権を考える取組 個別面談での相談	
8			第2回校内人権教育研修会				中間評価と取組の改善
9	運動会	運動会の企画と運営					
10		いじめ問題を考える週間				学校運営協議会② 参観日	
11						小林小まつり	
12		人権週間における人権学習				西諸みんな で人権を考える取組	中間評価と取組の改善
1		南小との交流(6年生)	第3回校内人権教育研修会			参観日	
2						学校運営協議会③ 参観日	年間評価
3	お別れ遠足	お別れ遠足における異学年交流	反省と次年度への協議 中学校への引継				次年度計画作成